

消防団に協力的な地元企業の開拓 及び広告チラシ等の制作業務 仕様書

1 業務名称

消防団に協力的な地元企業の開拓及び広告チラシ等の制作業務

2 事業趣旨・目的

少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化、また個人の価値観の多様化などにより、本県においても消防団員の減少が顕著であり、消防団員の確保が課題である。

このため、消防団に「理解・協力」のある地元企業の輪を広げるべく、「消防団協力事業所」や「徳島県消防団応援の店」の拡充を見据えた地元企業との連携を強化することにより、消防団員の確保につなげる。

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

4 委託上限額

金 2,500,000 円（税込）

5 委託業務の基本情報

本委託業務では、6に掲げる一切の業務を委託する。なお、事業の運営にあたっては、次に記載する制度を十分理解した上で、県及び関係者と綿密な連絡調整の上、企画し、業務を行うこと。

(1) 「消防団協力事業所」制度

（市町村表示証交付事業所数 210 事業所 令和5年4月1日現在）

消防団の活性化のために、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することで、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度。

(2) 「徳島県消防団応援の店」制度（登録店舗など詳しくは別添1参照）

（登録店舗数 276 事業所 令和6年7月1日現在）

消防団員を、地域ぐるみで応援し、消防団活動の活性化を図るため、本制度に賛同頂いた店舗等の協力によって、消防団員やその家族等を対象に、ポイントや割引等のサービスを提供する制度。

6 委託業務内容

(1) 「消防団協力事業所」の広報動画の企画、制作業務

「消防団協力事業所」制度への理解・協力が得られ、県内事業所に効果的に発信できる動画の企画、撮影、編集を行う。

ア 出演事業所と動画本数

- ・出演事業所は消防団協力事業所とし、徳島県において選定するものとする。
- ・約3分の動画を6本制作するとともに、それぞれ15秒程度の縦型ショート動画も制作すること。
- ・縦型ショート動画は、各3分程度の動画の再生回数増につなげるため、YouTubeショートやInstagramなどで配信することを想定したものを作成すること。

イ 動画の企画

- ・動画の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とし、縦横比は16：9とする。
- ・音声が無い場合でも内容が分かるよう、日本語のテロップを挿入すること。
- ・「消防団協力事業所」制度への理解・協力が得られやすいよう、映像や編集等に工夫を凝らした広報動画を制作する。
- ・動画撮影にあたって必要なプロット、シナリオの作成。
- ・撮影場所となる企業、施設等への調整及びロケハン等の撮影準備。

ウ 動画の制作

- ・事業所が親しみやすく見やすい動画となるよう編集し、必要に応じて修正すること。
- ・YouTube等で配信することを想定したサムネイル画像とタイトル、説明文の作成。
- ・納入期限：令和6年12月13日（金）
なお、動画は完成したものから電子データ（PC等で再生可能なMP4及びMOV形式）で順次納品し、納期までに全ての動画の納品を完了すること。

エ その他

- ・動画撮影や編集に必要なカメラ、マイク、ドローン、PC、編集ソフト等の機材及び効果音等の素材は、必要に応じて、受託者において用意すること。
- ・効果音、音楽、ナレーション等、動画編集に使用する素材について、動画内での使用や配信において、権利上の問題の無い素材を使用すること。

- ・動画の配信は、県公式 YouTube 等により県が行う。動画の周知について、より効果的な媒体やアカウントがある場合は提案し、県と協議して使用する媒体を決めること。
- ・動画撮影にあたっては、肖像権等の権利義務の保護について必要な措置を講じること。

(2) 「徳島県消防団応援の店」制度、周知・開拓等業務

「徳島県消防団応援の店」制度に理解・協力してくれやすいよう、広告（制度説明）チラシ等を作成し、新規店舗の開拓を行う。また、既存登録店舗に対する継続協力及び実施状況の確認も行い、それらを踏まえ、登録店舗集冊子を作成の上、各関係団体へチラシ等と併せて発送を行う。

ア 広告チラシ（カードタイプ等を含む）のデザイン、校正、印刷

(ア) 掲載内容

発注者と受注者で協議のうえ、

- ・制度内容の説明
- ・登録からサービス等を行うまでの流れの説明
- ・消防団の取り組み紹介

等を提案すること。具体的な登録内容は、契約後に打合せを行う。

(イ) 作成枚数

- ・チラシ（A4サイズ）・・・5,000枚

イ 「徳島県消防団応援の店」の新規開拓等

- ・新規店舗に対する協力交渉（新規登録店舗数は300店舗とする）
- ・既存登録店舗に対する継続協力及び実施状況の確認

(ア) 受託者は、独自提案業務に関してプロモーションの効果を適宜確認・管理し、本業務で実施した施策によって増加した新規登録店舗数の記載を必須とした結果報告・効果検証レポートを作成の上、毎月県に報告・協議するとともに、必要に応じて、実施内容の改善提案を行うこと。

(イ) 令和7年2月1日を基準日とし、基準日時点において、本業務による新規登録店舗数が300店舗に満たない場合、以下により算出される額を契約額から減額するものとする。

$\text{契約額の} 20\% \times (300 \text{店舗} - \text{本業務での登録者数}) / 300 \text{店舗}$
--

ウ 登録店舗集冊子のデザイン、校正、印刷

(ア) 掲載内容

発注者と受注者で協議のうえ、

- ・ 制度内容の説明
- ・ 登録からサービス等を行うまでの流れの説明
- ・ 消防団の取り組み紹介
- ・ 登録店舗情報（店舗等名称、店舗等所在地、電話番号、サービス内容）
- ・ 登録申込書
- ・ 作成年月日（令和7年2月1日時点とする）

等を提案すること。具体的な登録内容は、契約後に打合せを行う。

(イ) 作成枚数

- ・ 登録店舗集冊子（A4見開きサイズ）・・・1,500部

エ チラシ（カードタイプを含む）、登録店舗集冊子の発送

ア、ウで作成した広告物を、次の納品先に発送すること。なお、具体的な納品先及び部数等は、以下の通りとし、住所等は徳島県危機管理部消防保安課（以下「消防保安課」という。）が別途指示する。

送付先	チラシ	登録店舗集冊子
全登録店舗 （※1）	1,100枚 （約550店舗×2枚）	550部 （約550店舗×1部）
消防団事務局	2,700枚 （27消防団×100枚）	270部 （27消防団×10部）
消防保安課	（※2）1,200枚	680部
合計	5,000枚	1,500部

※1 最終的な登録店舗数が不確定なため、不足分は、消防保安課送付分から、補足するものとする。

※2 最低500枚を納品し、余部については（2）イの「新規店舗に対する協力交渉」に用いても良い。

7 成果品、業務成果・実績報告

6の成果物及び成果報告書等を事業終了後、契約期間終了日までに消防保安課あて、電子データで提出すること。なお、成果品は県において、ホームページ等各種広報媒体で無条件に使用でき、必要に応じて編集及び加工し、使用することがある。

(1) 業務に関して作成した全ての成果品及び成果報告書等を電子媒体 (DVD/CD等) に格納したもの 2枚

ア 動画

- ・汎用DVDプレーヤーで再生可能なDVD-VIDEO形式
- ・PC等で再生可能なMP4及びMOV形式

イ チラシ

- ・PDF形式及びJPEG形式

ウ 業務成果・実績報告書等

- ・成果報告書及び実績報告書※1
 - ・事業実施状況等を撮影した画像データ※2及び作業上作成した資料※3
- ※1 成果報告書及び実績報告書は委託契約に係る契約書において指定する様式を使用すること。
- ※2 画像のデータは、資料のデータとは別に画像データ (JPEG形式又PNG形式とする。) としても送付すること。
- ※3 事業中、作成したデータや実施中の写真など、全て提出すること。

エ その他、徳島県が指示するもの

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務実施に当たり、業務全体に責任を有し、かつ、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降業務完了まで交替しないことを原則とする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては県と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時、報告すること。
- (4) 受託者は、本業務の中で使用する画像、技術等において、既に他者が有する著作権、第三者の肖像権等に対する必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。

- (5) 本業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
- ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、以下のような場合を除き、再委託することができる。
- ・ 契約の相手方が、契約の履行を一括して再委託しようとするとき。
 - ・ 契約の相手方が、再委託の内容について、再委託の相手方に履行する能力があることを証明できないとき。
 - ・ 再委託によって、契約の履行について内容が変更され、質が低下し、又は履行期限が遅延する等の支障が生じるおそれが高いとき。
 - ・ 契約の相手方が、契約の履行に必要な再委託をしようとするとき。
 - ・ その他契約の適正な履行に支障を生じるおそれが高いとき。
- イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (7) 関係法令を遵守し業務に当たること。
- (8) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、遅延なく県と協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 完成した全ての著作権(著作権法第21条から第28条までの権利を含む)は徳島県にあるものとし(県へ無償で譲渡、以降県に帰属)、インターネットでの公開もできるものとする。
- (2) 受託者は本業務の成果物について、県並びに県より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、著作権法第21条から第28条までの権利及び著作権者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)を行使できないこととする。
- (3) 必要な著作権処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (4) 成果物の納品前に消防保安課担当者と打合せを行うこと。
- (5) 成果物の引渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正に必要な措置を無償で講ずること。
- (6) この仕様書に定めのない事項・疑義または不測の事態が生じたときは、県と受託者で協議して決定するものとする。
- (7) 本業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- (8) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲内で行う。